

交渉速報(要旨) 申7号「2025年3月ダイヤ改正における乗務行路等に関する申し入れ」③

【労働時間および行路運用について】(第22項～第30項)

組合→681Mのドア開扉時間指定について、17分の付加が付いている。

会社→車掌のドア開扉作業の考え方と同様としている。

組合→ドア開扉指定がされたのはなぜか？

会社→新潟駅からの要望である。

組合→検証交渉では列車番号が変わらないものについて、車掌は着時刻での乗継と確認した。「勉強していく」とあったが今回から見直すのか？

会社→そうである。適用は普通列車で優等列車は除くこととなる。普通列車は引継ぎ項目がないことが確認できたので整理した。

組合→ワンマン解除における担当車掌について、「基本行路を乗務する箇所」というのはどこか？

会社→庄内統括センターとなる。

組合→新潟乗務室はないということか？

会社→乗務することになれば、必要な教育を行って設定することとなる。

【設備関係について】(第31項～第36項)

組合→あいづ統括センター会津若松駅の休憩スペースの現状に対する認識はどうか？

会社→職場からの声は把握している。東北本部と調整していく。決定したら示したい。

組合→どのような調整を行っていくのか？

会社→休憩室の使用方などについて調整していく。支社を跨ぐことになるので「できる」「できない」はある。

組合→鳥害について会社としても対策を行っているが、現在の取り組みはあるか？

会社→行政と連携しているものもある。現場第一線での取り組みもある。石打駅での取り組みもある。新潟駅ではレーザー光線による対応を行っている。効果はあったと考えている。

組合→今後、長岡駅での夜間留置が一本増えることになる。2番線は糞が多い。対策はあるか？

会社→現状での対策となる。定期的な清掃は行っている。

会社→(ダブル行路の合間の休養管理室の借用について)「就業規則に則り」とは第9条となる。県外通勤者もいることは把握している。管理者に相談しての判断となる。

組合→休養管理室を借りることはできるのか？

会社→申告により考慮していきたい。

安全・安心して乗務できる行路と充実した養成・教育を求めて東日本ユニオンは取り組みます。